

証券コード 7247  
令和7年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

株式会社 **ミクニ**

代表取締役社長 生 田 久 貴

**第103回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を開催いたしますので、下記のとおりご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 【当社ウェブサイト】

<https://www.mikuni.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

## 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミクニ」または「コード」に当社証券コード「7247」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

## 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7247/teiji/>

なお、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」

（3～4頁）をご参照のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 令和7年6月26日(木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)
2. 場所 東京都千代田区外神田六丁目13番11号  
ミクニビル 2階 ミクニホール  
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
1. 第103期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第103期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで) 計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

以上

- ~~~~~
- 事前に郵送やインターネットで議決権を行使いただくこともできます。  
ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
  - 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
    - ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況に関する事項」
    - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
    - ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、会計監査人及び監査役は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

**日時** 令和 7 年 6 月 26 日(木曜日) 午前10時(受付開始：午前9時)

**場所** 東京都千代田区外神田六丁目13番11号  
ミクニビル 2階 ミクニホール

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 郵送で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 令和 7 年 6 月 25 日(水曜日) 午後 5 時 35 分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

**行使期限** 令和 7 年 6 月 25 日(水曜日) 午後 5 時 35 分まで

### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和7年6月25日（水曜日）の午後5時35分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話0120-173-027（通話料無料）  
受付時間 午前9時から午後9時まで

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は当期の業績と今後の事業展開を勘案し、中長期の視点から安定的に成果の配分を行うことを剰余金の配当等の基本方針としております。

上記の方針に基づいて、総合的に検討した結果、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。  
また、この場合の配当総額は、272,100,424円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和7年6月27日といたします。

なお、当期の年間配当金は、中間配当金6円と合わせて1株につき14円となります。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役10名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名（うち女性1名）の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役会における意思決定の迅速化を図るため、取締役を2名減員することといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1  再任	 <p>いくた ひさたか 生田 久貴 (昭和37年 11月30日)</p>	<p>昭和61年4月 三菱商事株式会社入社 平成13年6月 当社入社 取締役 マーケティング本部 第二マーケティング・セールス部長 平成14年6月 同取締役 執行役員マーケティング本部 第二マーケティング・セールス部長 平成15年4月 同取締役 常務執行役員 ライフテック事業部長 平成16年7月 同取締役 専務執行役員 ライフテック事業部長 平成17年6月 同代表取締役 執行役員副社長 経営企画・管理本部長 平成20年6月 同代表取締役社長 (現任) 平成26年3月 同COO (現任) 平成29年6月 同CEO (現任) 平成30年11月 同指名・報酬諮問委員会委員 (現任) 令和4年4月 同サステナビリティ委員会委員長 (現任)</p>	494,500株
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 同氏は当社のCEO（最高経営責任者）及びCOO（最高執行責任者）として当社の活動を牽引してまいりました。経営全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p>2</p> <p>再任</p>	 <p>ふじわら きよし 藤原 清志 (昭和35年 3月15日)</p>	<p>昭和57年3月 マツダ株式会社入社 平成20年11月 同執行役員パワートレイン開発本部長・パワートレイン企画部長 平成25年6月 同常務執行役員ビジネス戦略・商品・デザイン・コスト革新担当 平成28年6月 同取締役専務執行役員研究開発・MDI統括、コスト革新担当 平成30年6月 同代表取締役副社長執行役員社長補佐、北米事業・研究開発・MDI統括 令和3年6月 同代表取締役副社長執行役員・兼COO、イノベーション・カーボンニュートラル・協業・新事業統括 令和5年6月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 合同会社Office F Vision 代表社員 SETO iS POWER株式会社 代表取締役</p>	<p>—</p>
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 同氏は自動車メーカーにおいて代表取締役、パワートレインの開発責任者、北米事業の責任者を歴任し、会社の経営、技術及びカーボンニュートラルに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かし令和5年6月より当社社外取締役を務め、適切な助言を適時行っていただいております。今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			
<p>3</p> <p>再任</p>	 <p>ふじもり さとし 藤森 聡 (昭和35年 10月7日)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社 平成16年7月 ミクニ アメリカン コーポレーション代表取締役 平成24年4月 当社経営企画・管理本部副本部長 平成25年6月 同執行役員 欧米地域統括 事業連携担当 ミクニ アメリカン コーポレーション代表取締役社長 平成31年4月 当社常務執行役員 (現任) モビリティ事業本部長 令和3年6月 同取締役 CFO コーポレート本部長 コンプライアンス委員会委員長 (現任) 令和5年4月 同商社事業担当、ガステクノ事業担当 (現任) 令和5年6月 同CSO (現任) 令和7年1月 同投資諮問委員会委員 (現任)</p>	<p>32,000株</p>
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 同氏は当社の事業部門の要職や海外現地法人の代表取締役を歴任し、CFO (最高財務責任者) 及びCSO (最高戦略責任者) として重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。こうした経験を活かし、今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4 新任	 おおいし あつひこ 大石 敦彦 (昭和37年 2月22日)	昭和59年4月 当社入社 平成24年4月 同生産本部 グローバル生産企画 生産企画グループ部長 平成25年4月 同生産本部 製造技術統括センター部長 平成28年4月 同生産本部 生産企画センター部長 平成30年4月 ミクニンディア プライベートリミテッド 取締役副社長 平成31年4月 当社執行役員 品質保証本部長兼品質企画室長 令和5年4月 同執行役員 品質保証本部長 令和7年4月 同常務執行役員 品質保証本部長 サステナビリティ委員会運営統括(現任)	8,800株
<取締役候補者とした理由> 同氏は当社の生産部門の要職や海外現地法人の取締役を歴任し、生産及び品質に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かし、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待したため、新任取締役候補者となりました。			
5 再任 社外 独立	 やまだ ひでお 山田 秀雄 (昭和27年 1月23日)	昭和59年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 平成4年4月 山田秀雄法律事務所開設 平成17年1月 山田・尾崎法律事務所(名称変更) 平成19年6月 当社社外監査役 平成26年4月 第二東京弁護士会 会長 平成26年4月 日本弁護士連合会 副会長 平成28年6月 当社社外取締役(現任) 平成30年11月 同指名・報酬諮問委員会委員 令和5年6月 同指名・報酬諮問委員会委員長(現任)	—
(重要な兼職の状況) 山田・尾崎法律事務所 代表弁護士 ヒューリック株式会社 社外取締役 サトーホールディングス株式会社 社外取締役 公益財団法人 橘秋子記念財団 理事長 吉本興業ホールディングス株式会社 社外取締役			
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 同氏は弁護士として豊富な経験と高い見識を有し、主に法律的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただいております。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p>6</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>すずき たかお 鈴木 孝男 (昭和19年) (3月25日)</p>	<p>昭和42年4月 通商産業省(現経済産業省)入省 昭和63年6月 同機械情報産業局自動車課長 平成7年6月 同環境立地局長 平成10年7月 社団法人日本自動車工業会副会長 兼 専務理事 平成20年7月 三菱ふそうトラック・バス株式会社 取締役副会長 平成21年3月 同取締役会長 平成28年6月 当社社外取締役 (現任) 平成30年11月 同指名・報酬諮問委員会委員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社キムラタン 社外取締役</p>	<p>1,000株</p>
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 同氏は経済産業省において培った高い見識と自動車メーカーにおける経営者としての経験を有し、特に自動車業界に関する専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただいております。今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。</p>			
<p>7</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>しいな しげる 椎名 茂 (昭和39年) (5月10日)</p>	<p>平成3年10月 NEC株式会社 入社 中央研究所 AI研究員 平成11年5月 KPMGグローバルソリューション株式会社 平成19年7月 ベリングポイント株式会社 常務執行役員 平成24年7月 プライスウォーターハウスコーパース株式会社 代表取締役社長 平成28年6月 KPMGコンサルティング株式会社 代表取締役副社長 令和2年3月 Digital Entertainment Asset Pte. Ltd. CEO 令和2年6月 当社社外取締役 (現任) 令和7年1月 同投資諮問委員会委員長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 慶應義塾大学理工学部 訪問教授 公益財団法人 日本障害者スキー連盟 会長/理事 マーヴェリック株式会社 代表取締役 株式会社ホットリンク 社外取締役 株式会社TAKARA &amp; COMPANY 社外取締役 C Channel株式会社 社外監査役</p>	<p>—</p>
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 同氏はコンサルティング会社において培った情報技術に関する高い見識と経営者としての豊富な経験を有し、その専門性に基づいた観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただいております。今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	 <p>しらい ますみ 白石 真澄 (昭和33年 11月6日)</p>	<p>昭和53年4月 大阪府勤務(農林水産部) 昭和62年4月 株式会社西武百貨店 平成元年5月 株式会社ニッセイ基礎研究所 平成18年4月 東洋大学経済学部社会経済システム学科教授 平成19年4月 関西大学政策創造学部 教授 令和4年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) リョーサン菱洋ホールディングス株式会社 社外取締役 イーサポートリンク株式会社 社外取締役</p>	—
<p>&lt;社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要&gt; 同氏は学識経験者として高い見識を有し、民間企業や公職を通じて培った幅広い知見と豊富な経験を活かし、多角的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っていただいております。同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、今後も取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、社外取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名 茂氏、白石真澄氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 山田秀雄氏及び鈴木孝男氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。  
椎名 茂氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
白石真澄氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
- (2) 社外取締役候補者は、現在及び過去10年間には当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定)又は役員(業務執行者であるものを除く。)となっておりません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に社外取締役又は監査役でなく、かつ業務執行者であったことはありません。
- (3) 山田秀雄氏は、過去に当社の非業務執行の役員でありました。
- (4) 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- (5) 社外取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (6) 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役候補者 山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名 茂氏、白石真澄氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第28条に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。4氏が取締役に再任された

場合には、当社との間で当該契約を継続する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

「社外取締役の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」

- (7) 当社は、社外取締役候補者 山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名 茂氏、白石真澄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。4氏が社外取締役に再任された場合には、引き続き独立役員に指定する予定であります。

#### 4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社取締役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各取締役候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役鈴木和重氏、下山秀弥氏、山内純子氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役3名（うち女性1名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1  再任	 すずき かずしげ 鈴木 和重 (昭和36年) (10月16日)	平成3年7月 当社入社 平成18年7月 同経営企画・管理本部 コーポレートサポート室長 兼 法務室長 平成22年3月 株式会社ミクニザイマス 代表取締役 平成26年4月 当社秘書室長 平成27年6月 同秘書室長 監査役補助人 令和3年6月 同常勤監査役 (現任)	8,700株
<監査役候補者とした理由> 同氏は当社の管理部門の要職及び国内グループ会社の代表取締役等を歴任し、財務及び会計に関する知見を有しております。こうした経験や知見を活かし、令和3年6月から監査役として取締役の職務の執行を公正に監査しております。今後も監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、監査役候補者いたしました。			
2  新任  社外  独立	 おの ぎき たけし 小野崎 毅 (昭和38年) (10月8日)	昭和61年4月 株式会社横浜銀行入行 平成18年11月 同恵比寿支店長 平成27年4月 同理事 戸塚支店長 平成28年4月 同執行役員 鶴見支店長兼横浜北ブロック営業本部長 平成30年4月 浜銀TT証券株式会社 専務執行役員 平成30年6月 同常務取締役 令和5年4月 同代表取締役社長 令和7年4月 株式会社朋栄 顧問 (現任)	—
<社外監査役候補者とした理由> 同氏は金融機関において代表取締役社長等の要職を歴任し、企業経営の経験に加えて財務及び会計に関する幅広い知見を有しております。上記の理由により、取締役の職務執行を公正に監査いただけるものと期待したため、新任の社外監査役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p>3</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>泉 多枝子 (昭和44年 11月5日)</p>	<p>平成7年8月 公認会計士登録 平成8年7月 株式会社オーガット入社 平成9年7月 ハイペリオン株式会社 平成10年8月 ソフトバンク株式会社 トレンドマイクロ株式会社へ出向・転籍 平成12年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社 (現SBIホールディングス株式会社) SBIキャピタル株式会社 平成16年12月 ヤフー株式会社 (現LINEヤフー株式会社) 平成27年4月 平成31年4月 史彩監査法人 パートナー 令和2年9月 パスロジ株式会社 社外監査役 (現任) 令和3年9月 株式会社HIROTSUバイオサイエンス 社外取締役監査等委員 (現任) スプリング・アドバイザリー株式会社 代表取締役 (現任) 令和7年3月 トレンドマイクロ株式会社 社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) パスロジ株式会社 社外監査役 株式会社HIROTSUバイオサイエンス 社外取締役監査等委員 スプリング・アドバイザリー株式会社 代表取締役 トレンドマイクロ株式会社 社外監査役</p>	<p>—</p>
<p>&lt;社外監査役候補者とした理由&gt; 同氏は公認会計士として財務会計に精通していることに加え、経営者及び監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。上記の理由により、取締役の職務執行を公正に監査いただけるものと期待したため、新任の社外監査役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 小野崎毅氏、泉多枝子氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。  
 (1) 社外監査役候補者は、現在及び過去10年間に当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号の規定)の業務執行者(同規則同条同項第6号の規定)又は役員(業務執行者であるものを除く。)となつてはおりません。また、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に社外監査役でなく、かつ業務執行者であったことはありません。  
 (2) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。  
 (3) 社外監査役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。  
 (4) 監査役及び社外監査役との責任限定契約について  
 当社は、監査役候補者 鈴木和重氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款第34条に基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決され、鈴木和重

氏が再任された場合、当社との間で当該契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者小野崎毅氏、泉多枝子氏の選任が承認された場合、各氏と当社との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

当該責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

「監査役の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。」

(5)当社は、社外監査役候補者 小野崎毅氏、泉多枝子氏が社外監査役に選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定する予定であります。

#### 4. 役員等賠償責任保険契約

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、当社監査役を含む被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各監査役候補者の選任が承認されますと当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第4号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件**

取締役生田允紀氏は、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます。

昭和31年に当社取締役、昭和37年に同代表取締役に就任されて以来、生田允紀氏は長年にわたって当社の経営を牽引し、当社はオイルショックやリーマンショックなどの危機を乗り越え、令和5年には独立系企業として創立100周年を迎えるに至りました。

つきましては、グループの発展に多大な貢献を果たされた生田允紀氏の功績と在任中の労に報いるため、役員退職慰労金制度（平成17年6月に廃止）に基づく積立済の役員退職慰労金とは別に、特別功労金238百万円を贈呈することといたしたく存じます。

本議案は、指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

なお、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
生田 允紀 <small>いくた まさき</small>	昭和31年 5月 当社入社 取締役 昭和35年 5月 同取締役副社長 昭和37年 5月 同代表取締役社長 平成20年 6月 同代表取締役会長（現任）

以 上

【第2・3号議案をご承認いただいた場合の役員体制（参考資料）】

当社の取締役・監査役が有する能力・経験は以下のとおりであります。

		企業経営・ 組織運営	法務・ 内部統制	財務会計・ 資本政策	人事・ 労務・ 人材開発	グローバル ビジネス	技術（生産・ 開発・ I/P-3D)	IT・DX
取締役	生田久貴	●	●	●	●	●		
	藤原清志	●				●	●	
	藤森 聡	●	●	●	●	●		
	大石敦彦	●				●	●	●
	山田秀雄※	●	●		●			
	鈴木孝男※	●				●		
	椎名 茂※	●		●		●	●	●
	白石真澄※		●		●			
監査役	鈴木和重	●	●	●	●			
	小野崎毅※	●	●	●				
	宮島 司※		●					
	泉多枝子※	●	●	●	●			

(注1) 上記の一覧表は各氏の経験等に加え期待するスキル項目を記載しており、各氏が有するすべての知見、経験を表すものではありません。

(注2) ※は社外役員であり、独立役員であります。

# 事業報告

( 令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における世界経済は、各国の政策動向や中国の不動産不況、中東情勢をはじめとした地政学的リスク等により先行き不透明な状況が続いたものの、堅調に推移しました。

このような経営環境のなか当社の連結売上高は1,014億2千8百万円（前期比1.5%増）、連結営業利益は30億3千1百万円（同17.5%減）、連結経常利益は28億4千5百万円（同10.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億9千5百万円（同78.8%増）となりました。

#### (事業別の連結売上高、営業利益の状況について)

##### [モビリティ事業]

四輪車・二輪車・汎用エンジン用燃料供給装置類及びエンジン関連機能品類の製造販売を行う当事業では、インド子会社の好調継続や取引価格の適正化等が収益改善に貢献したものの、北米市場を中心としたパワースポーツ製品（オートバイ、スノーモービル、船外機用製品等）の需要低調やアセアン四輪市場の低迷が響いて、売上高は841億5千4百万円（前期比0.9%増）、営業利益は23億6千2百万円（同26.8%減）となりました。

#### [ガステクノ事業]

ガス機器用制御機器類及び水制御機器類等の製造販売を中心とする当事業では、価格適正化を進めたものの、中国の不動産不況による販売量の低迷や在庫の一部評価減等が影響し、売上高は59億9百万円（前期比0.9%減）、営業損失は5億9千1百万円（前期並）となりました。

#### [商社事業]

航空機部品類、芝管理機械等の輸入販売事業を中心とする当事業では、芝管理機械は取扱いブランドの変更が順調に進み増収となった一方、円安による原価高が影響した結果、減益となりました。航空機部品類は官民ともに需要が好調に推移したことから、売上高は89億8千9百万円（前期比11.1%増）、営業利益は11億5千1百万円（同22.5%増）となりました。

#### [その他事業]

当セグメントについては、主力の福祉介護機器等の製造販売事業における製品ミックスの変更により、売上高は23億7千4百万円（前期比2.9%減）となったものの、一昨年よりラインナップが拡充された天井走行リフトによる収益貢献等から、営業利益は1億9百万円（同114.7%増）となりました。

事業別の連結売上高、営業利益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	令和6年3月期 連結会計年度		令和7年3月期 連結会計年度		売上高の増減		営業利益の増減	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益	金額	比率	金額	比率
モビリティ業	83,445	3,228	84,154	2,362	709	0.9%	△866	△26.8%
ガステクノ事業	5,960	△546	5,909	△591	△50	△0.9%	△44	—
商社事業	8,089	939	8,989	1,151	900	11.1%	211	22.5%
その他事業	2,446	51	2,374	109	△71	△2.9%	58	114.7%
合計	99,941	3,672	101,428	3,031	1,487	1.5%	△640	△17.5%

- (注) 1. 営業利益欄の△は営業損失を示しております。  
 2. 数値は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 当連結会計年度あるいは前連結会計年度の一方若しくは両方がマイナスの場合の増減率は「—」としております。

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度において当グループが実施した設備投資の総額は、53億1千1百万円であり  
ます。

その内容は、新工場の建設、新機種の生産設備、既存機種の増産対応・合理化、新製品の開  
発・基礎研究等にかかるものであります。

(3) **資金調達の状況**

上記(2)の設備投資に要する資金につきましては、自己資金及び借入金で充ちいたしました。

なお、当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行9行と総額62億円のコミット  
メントライン契約（特定融資枠契約）を締結しております。

また、当連結会計年度において資金調達のための増資や社債発行はありません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第100期 (令和3/4~令和4/3)	第101期 (令和4/4~令和5/3)	第102期 (令和5/4~令和6/3)	第103期 (当連結会計年度) (令和6/4~令和7/3)
売上高	百万円 80,789	百万円 93,847	百万円 99,941	百万円 101,428
営業利益	百万円 3,318	百万円 3,089	百万円 3,672	百万円 3,031
経常利益	百万円 3,137	百万円 2,644	百万円 3,161	百万円 2,845
親会社株主に帰属する 当期純利益 (純損失△)	百万円 1,318	百万円 △1,682	百万円 1,115	百万円 1,995
1株当たり 当期純利益 (純損失△)	円 39.31	円 △50.13	円 33.19	円 59.29
総資産	百万円 96,917	百万円 100,108	百万円 111,536	百万円 109,950
純資産	百万円 31,918	百万円 32,199	百万円 40,598	百万円 38,837
1株当たり純資産額	円 925.67	円 936.50	円 1,180.23	円 1,126.27

(注) 1株当たり当期純利益(純損失△)は期中平均株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、株式数の計算においては自己株式、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式を控除しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ミクニパーテック株式会社	百万円 480	100.0 %	内燃機関・車輛用等の機械器具、精密機械器具及びそれら部品の金型設計、製造販売
株式会社 ミクニエアロスペース	百万円 358	100.0	航空宇宙用機器・部品・材料等の輸入販売
ミクニ アメリカン コーポレーション	千米ドル 3,500	99.0	航空機部品の対日輸出及び四輪車用・二輪車用機器の輸入及び製造販売
ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド	百万バーツ 420	93.0	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ピーティー ミクニ インドネシア	千米ドル 15,000	98.3	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
上海 三国 精密 機械 有限 公司	千米ドル 17,914	90.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
浙江 三国 精密 機電 有限 公司	百万円 3,077	100.0	ガス用立ち消え安全装置及びガス器具用電池電磁弁、四輪車・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売
ミクニ インディア プライベート リミテッド	千ルピー 1,735,000	98.2	四輪車用・二輪車用機器及び部品並びに関連製品の製造販売

(注) ピーティー ミクニ インドネシア及びミクニ インディア プライベート リミテッドの出資比率は、間接所有も含めております。

## (10)対処すべき課題

当グループを取り巻く経営環境は、世界的な脱炭素化の推進に伴う構造変化が進む一方、自然災害や地政学リスクなどによる不確実性が高まっております。こうした状況のなか、当グループでは対処すべき主な課題を以下のとおり認識しております。

- ・地球や社会の持続可能性を高めることへの貢献
- ・パワートレインの電動化やエネルギーの多様化などへの対応
- ・感染症、自然災害、地政学リスク、ITインシデントなどに対する事業継続マネジメント
- ・世界的なインフレに伴う物価高及び人件費上昇への対応
- ・少子高齢化による生産年齢人口の減少を見据えた人的資本経営の推進
- ・健全な財務基盤の維持

上記の課題に対処すべく、2024年からスタートさせた長期経営計画「VISION 2033」では、「競争力の強化」と「企業特性を活かせる成長分野への挑戦」を要として体幹を強化する方針のもと、以下の取り組みを進めております。

- ① 2050年カーボンニュートラルを目標にした取り組み
  - ・省エネ活動・再エネ利用・エネルギー転換の推進
  - ・サプライチェーンの上流・下流における温室効果ガス低減活動の継続展開
- ② グローバル市場における存在価値向上を目指した取り組み
  - ・パワートレインの電動化やエネルギーの多様化などに対応する技術・顧客・生産／調達戦略に基づいた総合商品計画の策定と遂行
  - ・エンジニアリングサービス領域の拡大、システム提案力の強化
- ③ 変化にすばやく対応できる開発・生産体制の構築に向けた取り組み
  - ・小ロット生産体制やサプライヤーと一体となった高効率サプライチェーンの構築
  - ・あらゆるリードタイムを短縮するプロセス改革の推進
- ④ コスト上昇に対する取り組み
  - ・販売価格への適切な転嫁とサプライチェーン全体でのムダ排除によるコスト低減活動の推進
- ⑤ 労働力人口の減少に対する対応
  - ・IT活用やロボット導入などの一層の推進による、ひとが行う業務の絞り込み加速
  - ・エンゲージメント増強プログラムの継続、健康経営におけるホワイト500認定の維持、リカレント教育拡大などによる現有人材の生産性向上及び離職率の低減
  - ・2024年4月から運用開始した役割等級制度の円滑な運用
- ⑥ 健全な財務基盤の維持に向けた取り組み
  - ・在庫適正化や投資効率向上などによるキャッシュ・フロー及び資産効率の改善
  - ・成長分野・得意分野への重点投資を含めた経営資源配分の全体最適化

また、変化する経営環境のなか、当社グループの普遍的な社会的価値を持続的成長の核に据えるべく、ブランドメッセージ「つくる まもる ひらく」を制定し、社員の行動指針を含めた企業理念体系を整備しております。これらを礎に当社グループのブランドパワーを高め、企業価値の向上を目指してまいります。

(11) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
モビリティ事業	電子制御スロットルボデー、電動オイルポンプ、電動バキュームポンプ、可変バルブタイミングシステム、冷却水制御バルブ、バキュームポンプ、ダイカスト製品類など
ガステクノ事業	ガス用立ち消え安全装置、電磁弁、ガス用電動開閉弁、ガス用流量制御弁など
商社事業	航空宇宙用機器・部品・材料・附属品、電装部品、芝刈機、芝管理機械、ゴルフカートなど
その他事業	福祉介護機器、身障者用運転補助装置、不動産管理など

(12) 主要な営業所及び工場並びに子会社（令和7年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

名	称	所在地
本社		東京都千代田区
事業所及び工場		神奈川県小田原市、静岡県菊川市、岩手県滝沢市

② 主要な子会社

名	称	所在地
ミクニパーテック株式会社		静岡県牧之原市
株式会社ミクニエアロスペース		東京都千代田区
ミクニ アメリカン コーポレーション		米国 カリフォルニア州
ミクニ（タイランド）カンパニー リミテッド		タイ アユタヤ県
ピーティー ミクニ インドネシア		インドネシア ブカシ県
上海三国精密機械有限公司		中華人民共和国 上海市
浙江三国精密機電有限公司		中華人民共和国 浙江省
ミクニ インディア プライベート リミテッド		インド ラジャスタン州

## (13) 使用人の状況 (令和7年3月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,841 (2,766) 名	160名減 (277名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員（当グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 臨時雇用者数の増加は、主にタイとインドの現地法人における増員によるものであります。

## ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,315 (465) 名	75名減 (3名減)	42.8歳	19.5年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除いております。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

## (14) 主要な借入先の状況 (令和7年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	9,465百万円
株式会社三菱UFJ銀行	7,292
株式会社横浜銀行	5,652
株式会社岩手銀行	5,030
株式会社三井住友銀行	4,213
株式会社みずほ銀行	2,690

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,049,423株（自己株式36,870株を含む。）
- (3) 株主数 11,556名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
風の会持株会	1,979千株	5.82%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,906	5.61
株式会社りそな銀行	1,678	4.93
株式会社横浜銀行	1,678	4.93
株式会社三菱UFJ銀行	1,138	3.35
ミクニ総業株式会社	1,016	2.99
生田允紀信託口	1,010	2.97
スズキ株式会社	1,007	2.96
むつき持株会	922	2.71
ミクニ社員持株会	709	2.09

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（36,870株）を控除して計算しております。  
2. 持株比率の計算において控除する自己株式に、「役員報酬BIP信託」及び「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式は含めておりません。  
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会及び平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において、役員向け株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の導入を決議し、令和2年8月7日開催の取締役会で制度期間の延長、本制度に対する金銭の追加拠出を決議いたしました。

令和7年3月31日現在「役員報酬BIP信託」が保有する当社株式は259,580株であります。

当社は、令和2年3月31日開催の取締役会において、従業員向け株式交付信託「株式交付ESOP信託」の導入を決議し、令和5年9月25日開催の取締役会において、制度期間の延長を決議いたしました。

令和7年3月31日現在「株式交付ESOP信託」が保有する当社株式は75,100株であります。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (令和7年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	生 田 允 紀	
代表取締役社長	生 田 久 貴	CEO (最高経営責任者) COO (最高執行責任者) サステナビリティ委員会委員長 指名・報酬諮問委員会委員
取 締 役	杉 山 一 郎	常務執行役員 CCO (チーフコンペティティブオフィサー) CDO (最高デジタル責任者) サプライチェーン本部長 サステナビリティ委員会運営統括
取 締 役	橋 本 徹	常務執行役員 CTO (最高技術責任者) CQO (最高品質責任者) 商品戦略担当 知的財産戦略担当
取 締 役	藤 森 聰	常務執行役員 CFO (最高財務責任者) CSO (最高戦略責任者) コーポレート本部長 コンプライアンス委員会委員長 商社事業担当 ガステクノ事業担当
取 締 役	山 田 秀 雄	指名・報酬諮問委員会委員長 山田・尾崎法律事務所 代表弁護士 ヒューリック株式会社 社外取締役 サトーホールディングス株式会社 社外取締役 公益財団法人 橋秋子記念財団 理事長 吉本興業ホールディングス株式会社 社外取締役
取 締 役	鈴 木 孝 男	指名・報酬諮問委員会委員 株式会社キムラタン 社外取締役
取 締 役	椎 名 茂	慶應義塾大学理工学部 訪問教授 公益財団法人 日本障害者スキー連盟 会長/理事 C Channel株式会社 社外監査役 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 株式会社ホットリンク 社外取締役 マーヴェリック株式会社 代表取締役
取 締 役	白 石 真 澄	リョーサン菱洋ホールディングス株式会社 社外取締役 イーサポートリンク株式会社 社外取締役
取 締 役	藤 原 清 志	合同会社Office F Vision 代表社員 SETO IS POWER株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 和 重	
常 勤 監 査 役	下 山 秀 弥	東海トリム株式会社 社外監査役
監 査 役	宮 島 司	ヒューリック株式会社 社外取締役 大日本印刷株式会社 社外取締役 株式会社ダイフク 社外監査役 朝日大学法学部 教授
監 査 役	山 内 純 子	

- (注) 1. 取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏、藤原清志氏は社外取締役であります。なお、当社は5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
2. 常勤監査役下山秀弥氏、監査役宮島司氏、山内純子氏は社外監査役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
3. 常勤監査役鈴木和重氏は、当社の管理部門の要職及び国内グループ会社の代表取締役等を歴任し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 令和7年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	新 役 職 及 び 担 当	旧 役 職 及 び 担 当
杉 山 一 郎	取締役 常務執行役員 C C O (チーフコンパティティブ オフィサー) C D O (最高デジタル責任者)	取締役 常務執行役員 C C O (チーフコンパティティブ オフィサー) C D O (最高デジタル責任者) サプライチェーン本部長 サステナビリティ委員会運営統括
橋 本 徹	取締役 常務執行役員 C T O (最高技術責任者) C Q O (最高品質責任者)	取締役 常務執行役員 C T O (最高技術責任者) C Q O (最高品質責任者) 商品戦略担当 知的財産戦略担当

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第28条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。

取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏、藤原清志氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、現行定款第34条において同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社と監査役との間で、責任限定契約を締結しております。

監査役鈴木和重氏、下山秀弥氏、宮島司氏、山内純子氏の当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1百万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員及び、一部グループ会社の役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額に限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

### (4) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

#### イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬諮問委員会の答申を経て、令和5年6月28日開催の取締役会において、「取締役の報酬等の内容にかかる決定方針」の改定について決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬につきましては、金銭と非金銭報酬（当社株式）により支給しております。固定報酬である金銭報酬は、役員報酬に関する規程に基づき、取締役としての責務、業務執行状況等を勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。監査役報酬につきましては、監査役協議により決定しております。

業績連動報酬につきましては、金銭と株式による支給としており、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、各取締役の報酬等の額及び算定方法を決定する権限を有する取締役会において決定しております。取締役の職務執行を評価する指標としては、ROE、ROAなどのほか連結経常利益の目標達成率が適当と考え、これらに応じた係数を50%から150%の範囲で求めるほか、非財務指標として、主に環境への配慮として「CO2排出量低減に対する進捗」を業績連動報酬に反映させております。

また、以下に記載の報酬等の決定に際しましては令和6年3月期の連結経常利益等に応じた係数である112%を参考に、役員報酬の世間水準や次期の業績予想を勘案するなど総合的な観点から決定しております。

なお、業績連動報酬は、取締役山田秀雄氏を委員長とする指名・報酬諮問委員会において、代表取締役が策定した原案を審議のうえ、取締役会で決定しております。固定報酬である金銭報酬分の個人別の決定に関しては、取締役会の審議において最終的な決定を全取締役の同意のもと、代表取締役社長生田久貴氏（担当：CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）、サステナビリティ委員会委員長、指名・報酬諮問委員会委員）に委任しております。生田久貴氏に委任した理由は、当グループの業績等を勘案し各取締役の担当部門の実績を評価するにあたり、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

#### ロ.当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員 の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	239 (30)	207 (30)	31 -	10 (5)
監査役 (うち社外監査役)	48 (26)	48 (26)	- -	4 (3)
合計 (うち社外役員)	288 (57)	256 (57)	31 -	14 (8)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末現在の取締役は10名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）になります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時点の取締役の員数は9名でありました。また、当該金銭報酬とは別枠で、平成27年6月26日開催の第93回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬制度（BIP信託）の限度額として、5事業年度を対象に合計200百万円と決議いただいております。当該決議時点の対象取締役の員数は6名でありました。なお、令和2年8月7日開催の取締役会で制度期間の延長、本制度に対する金銭の追加拠出を決議しております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第84回定時株主総会において年額72百万円以内と決議いただいております。当該決議時点の監査役の員数は4名でありました。
5. 上記のほか、非金銭報酬（当社株式）として取締役5名に対する役員株式報酬7百万円を計上しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役藤原清志氏は、合同会社Office F Visionの代表社員、SETO iS POWER株式会社の代表取締役であります。当社と合同会社Office F Vision、SETO iS POWER株式会社との間には特別な利害関係はありません。

取締役山田秀雄氏は、山田・尾崎法律事務所の代表弁護士、公益財団法人 橘秋子記念財団の理事長であります。当社と山田・尾崎法律事務所、公益財団法人 橘秋子記念財団との間には特別な利害関係はありません。

取締役椎名茂氏は、マーヴェリック株式会社の代表取締役、公益財団法人 日本障害者スキー連盟の会長/理事であります。当社とマーヴェリック株式会社、公益財団法人 日本障害者スキー連盟との間には特別な利害関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役山田秀雄氏は、ヒューリック株式会社、サトーホールディングス株式会社、吉本興業ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社とヒューリック株式会社、サトーホールディングス株式会社、吉本興業ホールディングス株式会社との間には特別な利害関係はありません。

取締役鈴木孝男氏は、株式会社キムラタンの社外取締役であります。当社と株式会社キムラタンとの間には特別な利害関係はありません。

取締役椎名茂氏は、慶應義塾大学理工学部訪問教授、C Channel株式会社の社外監査役、株式会社TAKARA & COMPANY及び株式会社ホットリンクの社外取締役であります。当社と慶應義塾大学、C Channel株式会社、株式会社TAKARA & COMPANY及び株式会社ホットリンクとの間には特別な利害関係はありません。

取締役白石真澄氏は、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社、イーサポートリンク株式会社の社外取締役であります。当社とリョーサン菱洋ホールディングス株式会社、イーサポートリンク株式会社との間には特別な利害関係はありません。

監査役下山秀弥氏は、東海トリム株式会社の社外監査役であります。当社と東海トリム株式会社との間には特別な利害関係はありません。

監査役宮島 司氏は、ヒューリック株式会社及び大日本印刷株式会社の社外取締役、株式会社ダイフクの社外監査役、朝日大学法学部教授であります。当社とヒューリック株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社ダイフク及び朝日大学との間には特別な利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役山田秀雄	13回	100%	－	－
取締役鈴木孝男	13	100	－	－
取締役椎名茂	13	100	－	－
取締役白石真澄	13	100	－	－
取締役藤原清志	13	100	－	－
常勤監査役下山秀弥	13	100	12回	100%
監査役宮島司	13	100	12	100
監査役山内純子	13	100	12	100

ロ. 取締役会等における発言状況

取締役山田秀雄氏は弁護士の資格を持ち、法的な専門知識を有するほか、他社における社外取締役及び社外監査役の実績を有しております。当社においては、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。

取締役鈴木孝男氏は通商産業省（現 経済産業省）における豊富な経験に加え、経営者としての経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役の実績があります。

取締役椎名茂氏は経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、他社において社外取締役及び社外監査役の実績があります。

取締役白石真澄氏は大学教授、学識経験者としての幅広い実績と見識を有しており、他社において社外取締役及び社外監査役の実績があります。

取締役藤原清志氏は自動車メーカーにおいて代表取締役、開発責任者を歴任し、会社の経営、モビリティ業界、カーボンニュートラルに関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。

常勤監査役下山秀弥氏は、金融機関の執行役員としての実績があり、他社において社外取締役及び社外監査役の実績があります。

監査役宮島司氏は、大学教授、学識経験者としての幅広い実績と見識を有し、弁護士の資格を持ち法的な専門知識を有するほか、他社において社外取締役及び社外監査役の実績を有しております。

監査役山内純子氏は、他社において取締役及び金融機関の社外取締役（監査等委員）の実績があり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。

このような経験と知見をもとに各取締役及び各監査役は、取締役会において、客観的な視点から意見を述べるとともに、意思決定の妥当性・適正性・適法性を確保するための発言を行っております。

また、各監査役は、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や監査結果について意見交換等を行っております。さらに各取締役及び各監査役は代表取締役等との間で定期的な意見交換等も行っております。

#### 八. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役山田秀雄氏、鈴木孝男氏、椎名茂氏、白石真澄氏、藤原清志氏の各氏は、上記のとおり、取締役会及びその他の重要な会議等において、客観的な視点から意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性・適法性を確保するなどのための役割を果たしております。

また、社外取締役のうち、山田秀雄氏、鈴木孝男氏は任意の指名・報酬諮問委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。

なお、任意の指名・報酬諮問委員会の委員長は、取締役山田秀雄氏が務めております。

## 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 監査法人日本橋事務所

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、ミクニ アメリカン コーポレーション、ミクニ (タイランド) カンパニー リミテッド、ピーティー ミクニ インドネシア、上海三国精密機械有限公司、浙江三国精密機電有限公司、ミクニ インディア プライベート リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、日本監査役協会公表の「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考とし、取締役が当該監査人に対する報酬について相当であると判断した事由を基に、会計監査人の監査計画の範囲及び内容、職務の遂行状況等、必要事項の確認及び検証を行い、当事業年度の報酬額の見積もりの妥当性を検証した結果、同報酬について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>60,718</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>46,344</b>
現金及び預金	1,756	支払手形及び買掛金	10,190
受取手形	72	電子記録債務	2,175
電子記録債権	2,156	契約負債	479
売掛金	21,681	短期借入金	18,622
契約資産	18	1年内返済予定長期借入金	6,081
商品及び製品	17,728	リース債務	470
仕掛品	6,759	未払金及び未払費用	4,513
原材料及び貯蔵品	3,351	未払法人税等	524
その他	7,306	賞与引当金	1,588
貸倒引当金	△112	製品保証引当金	181
<b>固 定 資 産</b>	<b>49,232</b>	役員功労引当金	238
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>37,558</b>	その他	1,278
建物及び構築物	8,769	<b>固 定 負 債</b>	<b>24,768</b>
機械装置及び運搬具	11,132	長期借入金	15,291
工具器具及び備品	2,236	リース債務	683
土地	11,660	繰延税金負債	3,416
リース資産	979	再評価に係る繰延税金負債	2,302
建設仮勘定	2,779	退職給付に係る負債	1,899
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>622</b>	役員報酬BIP信託引当金	86
ソフトウェア	383	株式交付引当金	20
その他	239	その他	1,067
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>11,051</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>71,112</b>
投資有価証券	8,740	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
繰延税金資産	1,004	株主資本	20,922
その他	1,465	資本金	2,215
貸倒引当金	△158	資本剰余金	1,954
<b>資 産 合 計</b>	<b>109,950</b>	利益剰余金	16,900
		自己株式	△147
		その他の包括利益累計額	17,007
		その他有価証券評価差額金	4,646
		繰延ヘッジ損益	207
		土地再評価差額金	5,183
		為替換算調整勘定	6,399
		退職給付に係る調整累計額	570
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>907</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>38,837</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>109,950</b>

# 連結損益計算書

(令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	101,428
売上原価	85,752
売上総利益	15,675
販売費及び一般管理費	12,644
営業利益	3,031
営業外収益	851
受取利息・配当金	289
為替差益	217
持分法による投資利益	26
賃補収入	138
その他	58
営業外費用	1,037
支賃その他	856
経常利益	94
特別利益	86
特別利益	2,845
固定資産売却益	3,387
投資有価証券売却益	46
関係会社の清算益	2,084
その他	1,250
特別損失	5
特別損失	2,536
固定資産売却等損失	125
減損損失	2,102
役員功労引当金繰入	238
退職給付制度移行	56
その他	14
税金等調整前当期純利益	3,696
法人税、住民税及び事業税	1,844
法人税等調整額	△165
当期純利益	2,017
非支配株主に帰属する当期純利益	21
親会社株主に帰属する当期純利益	1,995

## 連結計算書類に係る会計監査報告

**独立監査人の監査報告書**

令和7年5月15日

株式会社 ミクニ  
取締役会 御中監査法人 日本橋事務所  
東京都中央区指定社員 公認会計士 青木孝裕  
業務執行社員指定社員 公認会計士 千葉茂寛  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミクニの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミクニ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

令和7年5月15日

株式会社 ミクニ  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 青木 孝裕  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミクニの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月15日

株式会社ミクニ 監査役会

常勤監査役 鈴木和重<sup>④</sup>

常勤監査役 下山秀弥<sup>④</sup>  
(社外監査役)

監査役 宮島 司<sup>④</sup>  
(社外監査役)

監査役 山内純子<sup>④</sup>  
(社外監査役)

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



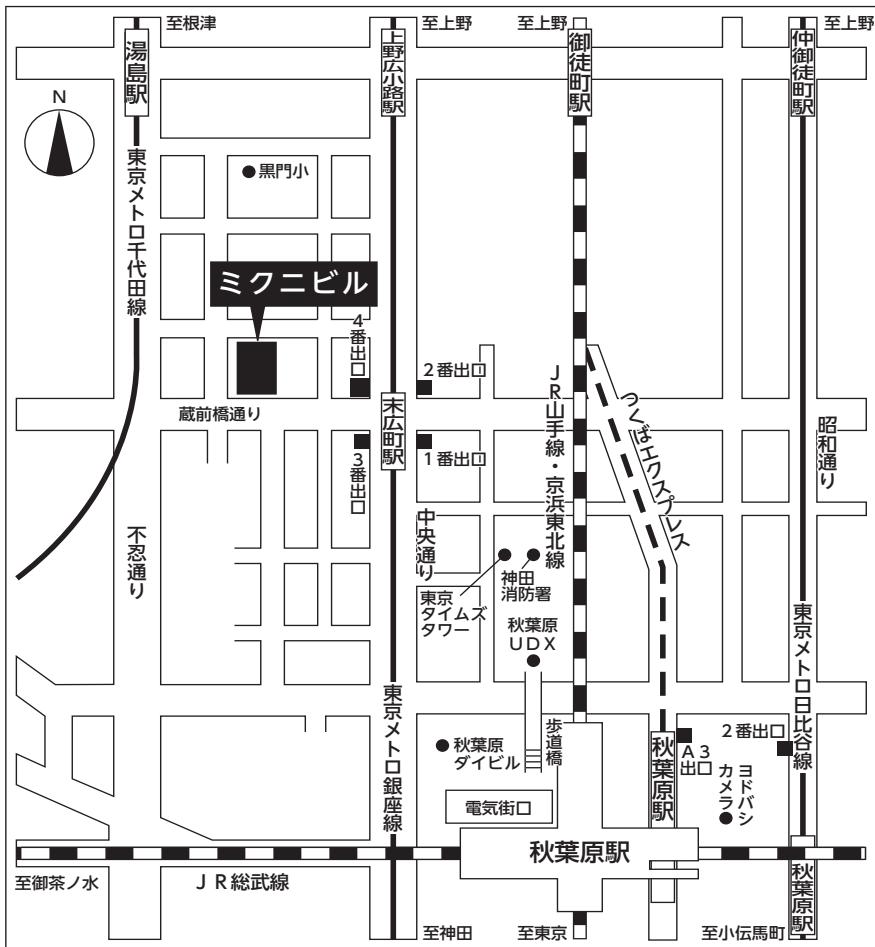




# 定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区外神田六丁目13番11号

ミクニビル 2階 ミクニホール



- ・東京メトロ銀座線末広町駅より徒歩2分
  - ・東京メトロ千代田線湯島駅より徒歩7分
  - ・JR秋葉原駅（電気街口）、つくばエクスプレス秋葉原駅（A3出口）より徒歩10分
- ※駐車場・駐輪場のご用意はございません。公共交通機関をご利用ください。

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。